（都）西九条佐保線　環境影響評価の概要

予測・評価項目

予測・評価項目は、事業計画をもとに影響を及ぼすおそれのある要因や地域特性を考慮して選定しました。
自動車の走行に係る「大気質」、「騒音」、「振動」、「低周波音」と道路の存在に係る「日照阻害」について予測・評価しました。

大気質

○予測地点（大気質、騒音、振動）

大気質、騒音及び振動は、主要な道路構造を代表する３地点を対象として予測を行いました。

［大気質・騒音・振動　予測地点］

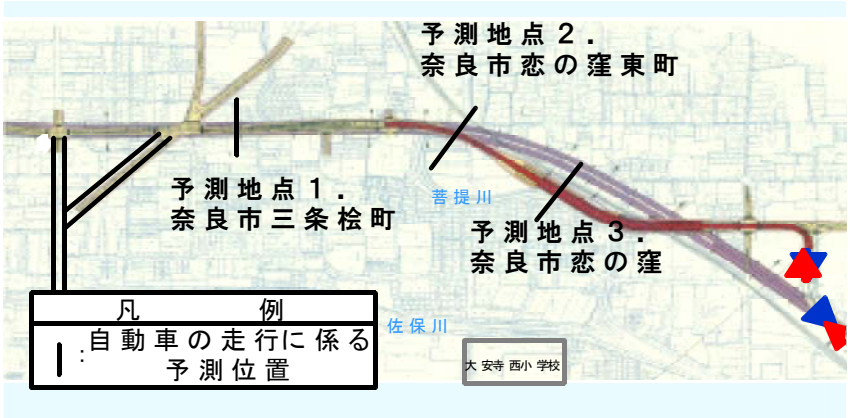

○予測結果

二酸化窒素(NO2)の予測値は最大で0.036ppm、浮遊粒子状物質(SPM)の予測値は最大で0.061㎎/m3、二酸化硫黄(SO2)の予測値は最大で0.009ppmであり、それぞれ環境基準以下となっています。

番号	予測地点	地上高さ	二酸化窒素 NO_2 日平均値の年間98%値 [ppm]	浮遊粒子状物質 SPM 日平均値の年間2%除外値 [mg/m^3]	二酸化硫黄 SO_2 日平均値の年間2%除外値 [ppm]
1	奈良市三条桧町	1.5m	0.036	0.061	0.009
2	奈良市恋の窪東町	1.5m	0.034	0.060	0.009
3	奈良市恋の窪	1.5m	0.033	0.059	0.009
基準値			0.04～0.06 または、それ以下	0.1以下	0.04以下

基準値：ＮＯ２「二酸化窒素に係る環境基準について」
（昭和５３年７月１１日環境庁告示第２５号）
ＳＰＭ、ＳＯ２　「大気汚染に係る環境基準について」
（昭和４８年５月８日環境庁告示第３８号）

騒　音

○予測結果

官民境界における騒音の予測値は、必要に応じ環境保全措置として排水性舗装を敷設することにより、最大で昼間は７０dB、夜間は６５dBであり、環境基準以下となっています。

背後地における騒音の予測値は、必要に応じ環境保全措置として排水性舗装を敷設することにより、最大で昼間は６４dB、夜間は５９dBであり、環境基準以下となっています。

番号	位置	地上高さ	官民境界の予測結果［dB］		基準値［dB］		背後値の予測結果［dB］		基準値［dB］	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	奈良市三条桧町	4.2m	67	63	70	65	63	58	65	60
		1.2m	68	63			63	58		
2	奈良市恋の窪東町	4.2m	69	65			64	59		
		1.2m	70	65			64	59		
3	奈良市恋の窪	4.2m	51	47			51	46		
		1.2m	50	46			50	45		

基準値：「騒音に係る環境基準について」
（平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号）

振　動

○予測結果

振動の予測値は、最大で昼間は４９dB、夜間は４８dBであり、道路交通振動に係る限度以下となっています。

番号	予測地点	予測結果[dB]		基準値[dB]	
		昼間	夜間	昼間	夜間
1	奈良市三条桧町	49	48	65	60
2	奈良市恋の窪東町	43	42		
3	奈良市恋の窪	43	43		

基準値：「振動規制法」（昭和５１年６月１０日法律第６４号）第１６条第１項の規定に基づく道路交通振動に係る限度

低周波音

○予測地点（低周波音、日照阻害）

低周波音及び日照阻害は、高架構造の１地点を対象として予測を行いました。

［低周波音・日照阻害　予測地点］

○予測結果

低周波音の予測値は、Ｌ50は６７dB、ＬG5は７７dBであり、参考となる値以下となっています。

予測地点	地上高さ	予測結果[dB]		参考となる値[dB]	
		L_{50}	L_{G5}	L_{50}	L_{G5}
奈良市恋の窪	1.2m	67	77	90	100

参考となる値：「道路環境影響評価の技術手法（その２）（平成１６年４月 国土交通省国土技術政策総合研究所）」に基づく値

日照阻害

○予測結果

高架構造の道路の存在による日影時間の予測値は、4時間であり、参考となる値以下となっています。

予測地点（用途地域）	高架構造物設置後の日影時間	参考となる値
奈良市恋の窪（第一種住居地域）	4.0時間	2階で5時間

参考となる値：「道路環境影響評価の技術手法（その３）（平成１２年１０月 建設省土木研究所）」に基づき、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」の値

まとめ

・本環境影響評価は、以下に示す項目の調査、予測及び評価を行いました。

①大気質　②騒音　③振動　④低周波音
⑤日照阻害

○　予測の結果、「**大気質**」、「**振動**」、「**低周波音**」及び「**日照阻害**」の４項目については、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価します。

○　「**騒音**」については、必要な**環境保全措置を実施**することとし、環境影響の程度は極めて小さくなるものと考えられ、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価します。

本事業の実施による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価しました。

このパンフレットについてのご質問・お問い合わせは…

奈良県土木部都市計画課　　TEL 0742-22-1101（内 4319）

奈良市都市計画部都市計画課　　TEL 0742-34-1101
（内 3313）